

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（電磁的方法による情報提供） 第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 (1)～(4) (略) <u>(5) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第 83 条第 2 項に定める通知をするための端末装置からの入出力</u> 2 前項第 1 号から第 5 号まで（第 4 号を除く。）に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>	<p>（電磁的方法による情報提供） 第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 (1)～(4) (略) （新設） 2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>
<p>（質権口座の開設を申請できる者） 第 18 条 規程第 25 条第 1 項及び第 4 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>（質権口座の開設を申請できる者） 第 18 条 規程第 25 条第 1 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p>
<p>（質権口座開設申請の手続） 第 19 条 (略) 2～4 (略) 5 <u>第 1 項及び第 2 項の規定は、規程第 25 条第 4 項の規定により、機構に対し、株券を預託しようとする質権者について準用する。この場合において、同項中「質権を取得する者」とあるのは「質権者」と、「質権を設定するものとともに機構に対し」とあるのは、「機構に対し」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>（質権口座開設申請の手続） 第 19 条 (略) 2～4 (略) （新設）</p>
<p>（新株式の交付の場合における配分明細データ） 第 25 条 機構は、規程第 40 条第 1 項に掲げる場合に係る権利確定日等の翌日から起算して 10 営業日目の日（会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあっては、機構が別に定める日とする。）までに、会社から同項の通知を、機構が定める方法により受けものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付による新株式の数が預託株券</p>	<p>（新株式の交付の場合における配分明細データ） 第 25 条 機構は、株券発行日の 3 営業日前の日までに、会社から規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ（以下「配分明細データ」という。）の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法（第 67 条において「会社・機構間ファイル伝送」という。）により受けものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式</p>

新	旧
<p>の株式の数と同数である場合は、この限りでない。</p> <p>2 機構は、<u>前項の会社からの通知に基づき、実質株主の口座に記載又は記録すべき新株式の数を、権利確定日等の翌日から起算して11営業日目</u>の日（<u>会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあっては、機構が別に定める日とする。</u>）に<u>規程第40条第1項の通知の内容のデータ（以下「配分明細データ」という。）</u>を参加者に通知する。この場合において、機構は、参加者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株式の併合等における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）</p> <p>第26条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（以下この条において「株式の併合又は分割等」という。）があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 参加者は、原則として、<u>機構が会社から前条第1項の通知を受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数（以下「新預託株式数」という。）の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>機構は、前条第1項の会社からの通知を受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿に記載した株式数と会社からの通知による確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載を行う。</u></p> <p>(4) 参加者は、<u>前条第2項に規定する配分明細データを受領した場合は、第2号の規定により顧客口</u></p>	<p>の交付による新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、<u>会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 機構は、<u>前項の配分明細データを参加者ごとに編集し、参加者口座簿の記載日の前営業日に参加者に通知する。</u>この場合において、機構は、参加者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株式の併合等における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）</p> <p>第26条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（以下この条において「株式の併合又は分割等」という。）があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 参加者は、原則として、<u>機構が株券発行日の3営業日前の日までに配分明細データを受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数（以下「新預託株式数」という。）の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>機構及び参加者は、前条に規定する配分明細データを受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。</u></p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。</p> <p>(預託を制限する日の取扱い) 第38条 規程第53条第1項第4号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。</p> <p>2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条第1項の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。</p> <p>(交付を制限する日の取扱い) 第61条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77条第1項の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したのものについて株券の交付を受けることができる。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ) 第62条 (略) 2～6 (略) 7 <u>前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該執行されなかった株式数に係る所要の記載を行う。</u></p> <p>第62条の3 (略) 2～4 5 <u>機構は、施行日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の13営業日前の日から施行日前日までの期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。</u></p> <p>(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略) 2 <u>参加者は、機構が当該参加者のために付した実質株主管理番号により前項の報告をするものとする。</u></p>	<p>(預託を制限する日の取扱い) 第38条 規程第53条第4号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。</p> <p>2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。</p> <p>(交付を制限する日の取扱い) 第61条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77条の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したのものについて株券の交付を受けることができる。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ) 第62条 (略) 2～6 (略) (新設)</p> <p>第62条の3 (略) 2～4 (略) (新設)</p> <p>(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略) (新設)</p>

新	旧
<p>(参加者の報告事項等)</p> <p><u>第 64 条の 2 規程第 81 条並びに第 83 条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>参加者コード</u></p> <p>(2) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(3) <u>実質株主が自然人である場合には、その生年月日</u></p> <p>(4) <u>実質株主が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名</u></p> <p>(5) <u>実質株主が外国人保有制限銘柄（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者（同法第 2 条第 3 号の 5 に規定する委託放送事業者を含む。以下この条において同じ。）若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。）が発行する取扱株券をいう。以下この条において同じ。）の外国人等（外国人保有制限銘柄の発行者が放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社である場合の同法第 52 条の 8 第 1 項（同法第 52 条の 28 第 1 項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する外国人等、発行者が航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）であるか否かの別</u></p> <p>(6) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p><u>2 規程第 82 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>実質株主が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名</u></p> <p>(2) <u>実質株主が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別</u></p> <p>(3) <u>その他機構が定める事項</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(実質株主の報告内容)</p> <p>第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に機構に次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 実質株主データ イ～ハ ニ 前回報告株式数(ただし、参加者が第 66 条第 1 項に規定する担保受入参加者又は担保差入参加者に該当しないときは、<u>前回報告株式数の報告を省略することができる。</u>)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実質株主通知)</p> <p>第67条 機構は、第65条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、<u>第64条の2第2項に掲げる事項(直近の実質株主通知のときにおいて、実質株主として通知された者に係るものを除く。)</u>とあわせて、<u>実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して11営業日目の日に、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第84条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)</u>により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に通知する。</p> <p>(削る)</p>	<p>(実質株主の報告内容)</p> <p>第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に機構に次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 実質株主データ イ～ハ ニ 前回報告株式数</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実質株主通知)</p> <p>第 67 条 機構は、第 65 条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、<u>当該実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 6 営業日目の日に会社・機構間ファイル伝送により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)</u>に通知する。</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第68条 <u>規程第83条第2項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する実質株主票は、次に掲げる事項を記載し、会社に対する実質株主の届出印を押印した所定の様式のものとする。</u></p> <p>(1) 会社名 (2) 参加者名 (3) 参加者コード (4) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u> (5) <u>実質株主の氏名及び住所</u> (6) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、実質株主票は、その原票を複写し又は原票を基に機械により作成することができる。この場合において、複写したも</u></p>

新	旧
<p>(実質株主の氏名又は住所の変更等の取扱い)</p> <p>第69条 参加者は、<u>実質株主から規程第83条第2項に基づいて機構に通知した第64条の2第1項各号に規定する事項について変更届の提出を受けた場合は、速やかに、機構に対し、その内容を通知しなければならない。</u></p>	<p><u>の又は機械により作成したものが、鮮明で原票と同一のものと認められるものに限る。</u></p> <p><u>4 参加者は、実質株主票（実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。）を、実質株主通知に係る権利確定日等までに、随時、会社に届け出なければならない。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、参加者は、機構が認めた場合は、第2項に掲げる事項及び会社に対する実質株主の印影を、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して提出することにより実質株主票の届出を行うことができる（実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。）。</u>この場合において、参加者は、<u>当該実質株主票を、実質株主通知に係る権利確定日等までに、随時、会社に届け出るものとする。</u></p> <p><u>6 参加者は、実質株主票の届出に際しては、次に掲げる事項を記載した実質株主票送付明細表を添付又は送付するものとする。ただし、前項の規定により届け出る場合において、機構が認めたときは、当該事項について、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して実質株主票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p>(1) <u>会社名</u> (2) <u>銘柄名及び銘柄コード</u> (3) <u>参加者名及び参加者コード</u> (4) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u> (5) <u>預託株式数</u> (6) <u>実質株主の氏名</u> (7) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>(実質株主票の記載事項の変更届の取扱い)</p> <p>第 69 条 参加者は、<u>実質株主から実質株主票の記載事項について変更届の提出を受けた場合は、会社に対し、次に定めるところにより通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新規に提出した実質株主票（実質株主名簿に記載され、又は記録されていない実質株主に係るものをいう。）の記載事項に変更があった場合</u></p> <p>イ <u>参加者が会社へ通知する事項</u></p> <p>(I) <u>実質株主の氏名</u> (II) <u>実質株主の住所、郵便番号</u> (III) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(二) <u>届出印</u> ロ <u>会社への通知方法</u></p>

新	旧
<p>2 <u>機構は、前項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われたときは、会社に対し、その内容（第64条の2第2項に規定する事項に限る。）の通知を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、参加者が実質株主のために付番した実質株主管理番号を変更した場合に準用する。この場合において機構は、前項に基づく会社への通知を行わない。</u></p> <p>（法定代理人届等の取扱い） 第70条 参加者は、実質株主について法定代理人等の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等</p>	<p><u>参加者は、変更後の実質株主票及び実質株主票送付明細表を会社へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、実質株主管理番号の変更が多数となる場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細表に代え、変更内容を記載した実質株主票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p>ハ <u>提出の時期</u> <u>参加者は、前口に規定する書類を当該実質株主通知に係る権利確定日等までに随時提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に実質株主票の記載事項に変更があった場合</u></p> <p>イ <u>参加者が会社へ通知する事項</u></p> <p>(イ) <u>実質株主の氏名</u> (ロ) <u>実質株主の住所、郵便番号</u> (ハ) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(二) <u>実質株主の氏名と併せて届出印を変更する場合の届出印</u></p> <p>ロ <u>会社への通知方法</u> <u>変更分である旨を表示した実質株主票（氏名の変更と併せて届出印を変更する場合を除き届出印を押印しない。）及び「通知後の変更届」と表示した実質株主票送付明細表を前(1)口とは別に作成し、会社へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、実質株主管理番号の変更が多数となる場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細表に代え、変更内容を記載した実質株主票送付明細表（「通知後の変更届」と表示したもの）を提出することができる。</u></p> <p>ハ <u>提出の時期</u> <u>参加者は、実質株主から変更届を受けた都度、会社へ提出するものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法定代理人届等の取扱い） 第70条 参加者は、実質株主について法定代理人の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等の提</p>

新	旧
<p>の提出を受けた場合は、<u>速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>参加者コード</u></p> <p>(2) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(3) <u>法定代理人等の氏名及び住所</u></p> <p>(4) <u>法定代理人等が法人であるときは、その代表者の役職及び氏名</u></p> <p>(5) <u>法定代理人等の代理権の範囲に制限がある場合には、その旨</u></p> <p>2 <u>機構は、規程第82条の規定に基づく通知の際に、あわせて前項第3号から第5号までに掲げる事項を会社に通知する。</u></p> <p>3 <u>前条第2項の規定は、第1項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われた場合に準用する。</u></p> <p>(実質株主でなくなった者等の通知)</p> <p>第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に預託していることを知っているときは、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。</p> <p>2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、<u>前項の実質株主が直近の実質株主通知時に預託している参加者に対し、原則として当日中(当該請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程第85条第1項の報告を求める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第76条 前章第1節(第19条第5項、第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(預託日及び振替日の制限)</p> <p>第82条 (略)</p>	<p>出を受けた場合は、<u>当該届出書等に所定の事項を記載して会社へ提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書等には、実質株主票その他必要な書面を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>前条の規定は、法定代理人等の実質株主票の記載事項に変更があった場合に準用する。</u></p> <p>(実質株主でなくなった者等の通知)</p> <p>第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に預託しているときは、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。</p> <p>2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、<u>該当する参加者に対し、原則として当日中(当該請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程第85条第1項の報告を求める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(預託日及び振替日の制限)</p> <p>第82条 (略)</p>

新	旧
<p>2 <u>規程第 90 条第 4 項前段に規定する機構が別に定める場合とは、規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し存続会社等の新株予約権付社債券を預託する場合をいう。</u></p> <p>3 <u>規程第 90 条第 5 項に規定する機構が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し新株予約権付社債券を消滅会社等に提出する場合</u></p> <p>(2) <u>規程第 92 条に規定する預託新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(3) <u>規程第 92 条の 3 に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(4) <u>規程第 95 条第 2 項に規定する新株予約権付社債の償還金の請求に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(5) <u>規程第 90 条第 4 項の定める期間に償還期日が到来する新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社債券について新株予約権の行使を申し出る場合又は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を午後 3 時 30 分までに機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、<u>第 85 条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。)</u>及びその他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>施行日前日の 5 営業日前の日から施行日の前営業日まで</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社債券について新株予約権の行使を申し出る場合又は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を午後 3 時 30 分までに機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、<u>実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。)</u>及びその他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を機構が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に第85条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(株式発行の配分明細データ)</p> <p>第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日から起算して3営業日目の日の正午までに、会社から規程第92条第4項及び規程第92条の3第5項において準用する規程第40条第1項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」という。)の通知を、<u>会社・機構間ファイル伝送</u>により受けるものとする。ただし、第83条の2第3項の規定により会社に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した場合であって、規程第92条の3第3項の規定により通知された株主となるべき者の数が多いこと等の理由により、会社が3営業日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送信することができないと認められるときは、機構が別に定める日までに通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第85条 規程第92条第2項の規定による参加者に</p>	<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規定による顧客からの預託新株予約権付社債券の提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を機構が定める時間までに提出して、新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に<u>実質株主票</u>(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(株式発行の配分明細データ)</p> <p>第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日から起算して3営業日目の日の正午までに、会社から規程第92条第4項及び規程第92条の3第5項において準用する規程第40条第1項の通知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」という。)の通知を、<u>コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法</u>により受けるものとする。ただし、第83条の2第3項の規定により会社に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した場合であって、規程第92条の3第3項の規定により通知された株主となるべき者の数が多いこと等の理由により、会社が3営業日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送信することができないと認められるときは、機構が別に定める日までに通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第85条 規程第92条第4項において準用する規程</p>

新			旧		
<p>よる報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知並びに規程第92条の3第2項の規定による参加者による報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知は、実質株主票により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合 取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日(規程第81条第4号及び第5号の場合においては権利確定日等)までの期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該未執行株式数に係る所要の記載を行う。</p> <p>(投資証券の場合の読替え)</p> <p>第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。</p>			<p>第83条第2項及び規程第92条の3第4項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合 取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日までの期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(投資証券の場合の読替え)</p> <p>第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第77条	第53条第1項	第98条第1項において準用する第53条第1項第1号、第2号又	第77条	第53条	第98条第1項において準用する第53条第1号又は第3号

新			旧		
第 81 条		は第 4 号	第 81 条		第 1 号又は第 2 号
	次の各号	第 1 号、第 2 号 又は第 5 号		次の各号	第 1 号又は第 2 号
	法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項	法第 39 条の 2 で準用する法 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 14 条第 1 項		(新設)	
	施行規則第 10 条第 2 項	施行規則第 12 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。		(新設)	
(略)		(略)			
第 82 条	前条各号	第 98 条第 1 項において準用する前条各号(第 3 号及び第 4 号を除く。)	第 82 条	前条各号	第 98 条第 1 項において準用する前条第 1 号又は第 2 号
	法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項	法第 39 条の 2 で準用する法 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 14 条第 1 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	前条	第 98 条第 1 項において準用する前条各号(第 3 号及び第 4 号を除く。)		前条	第 98 条第 1 項において準用する前条第 1 号又は第 2 号
第 83 条	第 81 条	第 98 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 3 号及び第 4 号	第 83 条	第 81 条	第 98 条において準用する第 81 条第 1 号又は第 2 号

新			旧		
	第 81 条各号	を除く。) 第 98 条第 1 項に おいて準用する 第 81 条各号(第 3 号及び第 4 号 を除く。)		(新設)	
(略)			(略)		
(準用規定)			(準用規定)		
第 96 条 第 4 章(第 19 条第 5 項、第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 9 号及び第 10 号、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 1 節第 3 款第 3 目並びに第 64 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 3 号を除く。)の規定は、投資証券について準用する。			第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 9 号及び第 10 号、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。		
2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	読み替え る規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第 25 条	合併、株式交換 若しくは株式移 転による株式の 交付又は株主に 募集株式の割当 てを受ける権利 を与えてする株 式の交付による	合併による投資 口の発行による	第 25 条	合併、株式交換 若しくは株式 移転による株 式の交付又は 株主に募集株 式の割当てを 受ける新株の 引受権を与え てする株式の 交付による	合併による投資 口の発行による
(略)			(略)		
第 64 条	規程第 81 条各 号	規程第 81 条各号 (第 3 号及び第 4 号を除く。)	第 64 条	規程第 81 条各 号	規程第 81 条第 1 号又は第 2 号
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替			(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替		

新			旧		
え) 第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。			え) 第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第 77 条	第 53 条第 1 項	第 100 条第 1 項において準用する第 53 条第 1 項 (第 5 号を除く。)	第 77 条	(新設)	
第 81 条	次の各号	次の各号 (第 4 号を除く。)	第 81 条	(新設)	
	法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項	法第 39 条の 5 で準用する法 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 18 条第 1 項		(新設)	
	施行規則第 10 条第 2 項	施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。		(新設)	
	(略)			(略)	
第 82 条	前条各号	第 100 条第 1 項において準用する前条各号 (第 4 号を除く。)	第 82 条	(新設)	

新			旧	
	法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項	法第 39 条の 5 で準用する法 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 18 条第 1 項		(新設)
	(略)			(略)
	前条	第 100 条第 1 項において準用する前条各号(第 4 号を除く。)		(新設)
第 83 条	第 81 条	第 100 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 4 号を除く。)	第 83 条	(新設)
	第 81 条各号	第 98 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 4 号を除く。)		(新設)
(略)			(略)	

(準用規定)

第 98 条 第 4 章(第 19 条第 5 項、第 22 条第 3 項及び第 7 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 9 号及び第 10 号、第 59 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 1 節第 3 款第 3 目並びに第 64 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 3 号を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)		
第 25 条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利	協同組織金融機関の合併又は優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の

(準用規定)

第 98 条 第 4 章(第 22 条第 3 項及び第 7 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 9 号及び第 10 号、第 59 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え る規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)		
第 25 条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを	協同組織金融機関の合併又は優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の

新			旧		
	を与えてする株式の交付による	発行による		受ける新株の引受権を与えてする株式の交付による	発行による
(略)			(略)		
第64条	規程第81条各号	規程第81条各号(第4号を除く。)	第64条	(新設)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

別表1

統合Web端末等によるデータの授受

株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

別表1

統合Web端末等によるデータの授受

株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	(略)		
参加者からの入力データ	加入者情報データ(新規登録)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。
	加入者情報データ(変更)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。
	加入者情報データ	午前3時から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。

区分	データの種別	時間	備考
1)	(略)		
参加者からの入力データ	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		

新				旧	
報データ (削除)	4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	者」は 「実質 株主」と 読み替 える。			
加入者情 報データ (加入者 口座コー ド変更通 知)	午前3時から午後 4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
加入者情 報確認結 果報告デ ータ	午前3時から午後 4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
総株主報 告データ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「総株 主」は、 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
2) 参	(略)			2) 参	(略)
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)

新				旧	
加 者 へ の 出 力 デ ー タ	報エラー 通知デー タ	8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	者」は 「実質 株主」と 読み替 える。	加 者 へ の 出 力 デ ー タ	
	加入者情 報登録済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者情 報更新済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後時までとす る。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者情 報変更済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者口 座コード	午前3時から午後 8時まで	「加入 者」は		(新設)

新			旧		
変更済通知データ	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「実質株主」と読み替える。			
加入者情報削除登録済通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。			(新設)
加入者情報確認依頼通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。			(新設)
総株主報告対象株式数通知	権利確定日等の欲営業日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「総株主」は、「実質株主」と読み替える。			(新設)

新				旧			
	加入者情報未提出エラーデータ	権利確定日等の欲営業日から起算して5営業日目の日から10営業日目の日までの午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。		(新設)		
	配分明細通知データ	参加者口座簿記載日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。			(新設)		
3. (略)				3. (略)			
4. 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第83条第2項に定める通知をするための端末装置からの入出力				(新設)			
区分	データの種別	時間	備考				
1) 参加者からの入	加入者情報登録・変更	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。				
	加入者情報削除	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は				

新				旧
カ デ ー タ		時まで	「実質株主」と読み替える。	
2) 参 加 者 か ら の 入 力 デ ー タ	加入者情報照会	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。	
~ (略)				~ (略)

2. 附則

- 1 この改正規定は、平成20年10月27日から施行する。ただし、第64条の2第1項、第69条並びに第70条第1項及び第3項の規定は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 改正後第67条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知については、なお従前の例による。
- 3 改正後第67条の規定にかかわらず、機構は、改正規定の施行の日後最初に到来した権利確定日等に係る実質株主通知においては、すべての実質株主に係る改正後第64条の2第2項に掲げる事項を会社に対して通知する。
- 4 改正後第73条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知によって会社に通知された実質株主につき、会社が法第31条第5項の規定による請求を行う場合の取扱いについては、改正規定の施行日後最初に到来した権利確定日等までの間、なお従前の例による。